

生徒心得（一部抜粋）

この心得は、学校という集団の中で人格の形成や高揚につとめ社会に適応していく人間育成を目的とし、各自の自覚に基づいて守るべき事項を示したものである。

1 礼儀

- (1) 父母・教職員・来客等目上の人に対してはもちろん、生徒間においても互いの人格を尊重し礼を失することなく謙虚な態度で接する。
- (2) 父母・教職員・来客等に会ったときは挨拶又は会釈をする。
- (3) 言葉遣いは、相手に不快な感じを与えないようにはっきりと丁寧にする。
- (4) 校長室・職員室・事務室等の入室の際は必ずノックをし、出入りについては会釈をする。

2 校内生活について

- (1) 登下校・出欠席について
 - ア 8時40分までに教室に入ること。
 - イ 欠席・遅刻・早退する場合は保護者より担任に電話等で連絡する。
 - ウ やむなく遅刻・早退・外出する場合は、担任の許可を得て、入室・早退許可書を提出する。
 - エ 病気・けがで長期欠席する場合は原則として診断書を提出する。
- (2) 学習について
 - ア 始業のベルがなったら着席し、授業前後には起立し正しく挨拶する。
 - イ 授業中は私語を慎み学習に専念する。
 - ウ 自習時間は自学自習の態度をもって十分に活用する。
 - エ 定期考査の一週間前より特に許可された以外の部活動・アルバイト従事は禁止する。
 - オ 普段、家庭で予習・復習に努め特に長期休業などは計画的に学習し、成績の向上に努力する。
- (3) 定期考査の心得
 - ア 生徒の座席は、入口側より出席番号順に6列とする。
 - イ 筆記用具、その他考査に必要な物のみ机の上に置き、筆入・下敷きなどは、カバンに格納し教室の前後に置く。机の中は空の状態にする。
 - ウ 消しゴム、鉛筆など考査中の物品の貸借については禁止する。
 - エ 不正行為を行った者の処置は別に定める。
- (4) 身分証明書は常に携帯する。
- (5) 貴重品・金銭の管理には注意し、盗難・紛失のないように心がける。
- (6) 金銭・教科書の貸借はしない。
- (7) 校地内の掲示物・印刷物の配布・集会等の開催は事前に許可をうける。
- (8) 学校には必要ないものを持ち込まない。

- (9) 携帯電話等は、「授業の妨げとならないようにする」「学校では充電しない」こととする。違反した場合は一時預かる。
- (10) 校舎内外の清潔に留意し、整理整頓に気をつけ明るい環境を作る。
- (11) 割り当てられた清掃当番は責任をもってあたり校舎内外の清掃につとめる。
- (12) 施設設備や校舎を大切に使う。

3 校外生活について

- (1) 外出するときは保護者に外出の目的、行き先、帰宅時間を告げ午後9時までに帰宅する。
- (2) 18歳未満立ち入り禁止の場所および主にアルコール類を提供する飲食店等の出入りを禁止する。
- (3) 登山・キャンプ・旅行をする場合は事前に保護者の承諾書を担任に提出し許可をうけること。ただし、登山・キャンプの場合は、責任ある引率者を必要とする。
- (4) 外部諸団体による各種行事等に参加する場合は保護者の承諾書を提出し、学校長の許可を受けなければならない。
- (5) 飲酒・喫煙または違法薬物の使用は厳禁とする。
- (6) 公共の場では他人に迷惑をかけたり、本校生としての品位を失わないように注意する。
- (7) 男女の交際については相互の人格を尊重し、敬愛の念を持って明朗で節度ある交際とし、誤解を招くことがないように注意する。

4 アルバイトについて

- (1) アルバイトは許可制とする。
- (2) アルバイトを行う場合には、保護者と担任の同意がなければならない。
- (3) 次の場合アルバイトは禁止する。
 - ア 許可前にアルバイトを行なっている場合。
 - イ 定期考査において、30点未満の科目が2科目以上ある場合、または各期末評価で30点未満の科目が1科目以上ある場合。
 - ウ 欠課時数（公欠・出停・忌引・入院を除く）が実施時数の10%を超える科目がある場合。
 - エ 遅刻・早退が10回以上ある場合。
 - オ 本校実施の補習・講習を優先しない場合。
- (4) 次のアルバイトは禁止する。
 - ア 露店商。
 - イ 宿泊をとまなうもの。
 - ウ 危険な作業や健康に有害なもの。
 - エ 風俗営業にかかわるもの。
 - オ 午後9時までに帰宅できない場合。
 - カ 飲酒を主とする営業の飲食店
 - キ 不適切と思われる職種。

5 交通安全について

- (1) 交通安全に留意し、規則を守り安全を心がける。
- (2) 自転車による通学は事前に自転車通学届を提出する。その際は、
 - ア 車体の整備状況を良好に保つ。
 - イ 車体には必ず許可ステッカーを貼付する。
 - ウ 冬季間（12～3月）は厳禁とする。
- (3) 在学中はバイク・自動車を運転することは厳禁する。又家族以外の車には乗らない。
- (4) 在学中のバイク・自動車の免許取得は認めない。ただし、下記の条件を満たしていて、校長が許可した者は自動車学校通学を認める。
 - ア 卒業学年であること。
 - イ 年度内の申請直前の定期考査において、30点未満の科目が3科目以下の者。
 - ウ 年度内の申請直前の定期考査までの欠課時数（公欠・出停・忌引・入院を除く）が実施時数の20%を超える科目がない者。

6 忌引の扱い

- (1) 父 母 7日以内
 - (2) 祖父母・兄弟姉妹 3日以内
 - (3) 伯叔父母 1日
 - (4) 曾祖父母 1日
 - (5) 法要（父母・祖父母・兄弟姉妹） 1日
- ただし、遠隔地の場合は往復日数を加えることができる。

7 身だしなみについて

- (1) 登下校には、休日・祝祭日・長期休業中であっても原則として制服を着用すること。
- (2) 略装を許可する期間は6月1日から9月30日までとする。
- (3) 服装について
 - ア 男子
 - ① 正装は、本校指定のブレザー及びスラックスを着用し、ブレザーの中に本校指定の Y シャツ及びネクタイを着用する。登校時には必ずブレザーを着用する。
 - ② 略装は、本校指定の Y シャツ又はポロシャツを着用し、ネクタイを省略することを認める。Y シャツのボタンは襟ボタンをはずすところまで認める。但し、学校が指定する行事・式典等においてはネクタイを着用する。（ネクタイをする際は、必ず Y シャツをスラックス の内側に入れる。）略装期間は、本校指定のカーディガン以外の外套は認めない。
 - イ 女子
 - ① 正装は、本校指定のブレザー及びスカートもしくはスラックスを着用し、ブレザーの中に本校指定のブラウス及びネクタイ又はリボンを着用する。但し、学校が指定する行事・式典等においてはネクタイを着用する。登校時には必ずブレザーを着用する。

② 略装は、本校指定のブラウス又はポロシャツを着用し、ネクタイ・リボンを省略することを認める。ブラウスのボタンは襟ボタンをはずすところまで認める。但し、学校が指定する行事・式典等においてはネクタイを着用する。

(ネクタイをする際は、必ずブラウスをスカート・スラックスの内側に入れる。)

略装期間は、本校指定のカーディガン以外の外套は認めない。

③ スカート丈は膝程度とする。巻き上げ、改造等の加工は厳禁とする。

ウ 特別な事情でやむなく異装する場合は、異装許可願を提出し、許可をうける。

(4) 本校指定のベスト・カーディガン以外の防寒着については校内での着用を認めない。

(5) 頭髪については男女を問わずパーマ・染色・脱色等を行うことは禁止する。

(6) 化粧・マニキュア・ブローチ・ネックレス・指輪・ピアス・イヤリング等の装飾品は禁止する。

(7) 靴について

ア 上靴は学校指定のものとする。

イ 通学時における外靴は靴箱に入るものとする。

(8) ソックスの色は、黒・紺の無地、タイツ・ストッキングの色は黒・紺・肌色の無地とする。

(9) ハイソックスは紺の無地であること。

8 選挙運動について

(1) 在学中に18歳以上となった者の選挙運動については、これを認める。

(2) 次の場合、選挙運動等は禁止する。

ア 18歳未満の者が選挙運動に参加する場合。

イ 教育活動の場を利用して行う場合。

ウ 放課後や休日等であっても、構内で行う場合。

エ 電子メールを用いた(送信及び転送による)選挙運動(満18歳以上か未満かを問わない)。

オ 授業中に構内において、携帯情報端末(スマートフォン等)を利用して政治的な発信を行うこと。

(3) 放課後・休日等の学校の構外で行われる選挙運動については、学業や生活に支障が生じないように注意する。

附則

1 生徒心得は平成2年4月1日から施行する。

2 本心得一部「4(3)、5(4)」改正(平成16年4月7日・8日)

3 本心得一部「2(9)」改正(平成16年4月28日)

4 本心得は平成17年2月9日に一部改訂し、平成17年4月11日より適用とする。

5 本心得一部「8」改正(平成18年4月)

6 本心得一部「9」追加(平成28年4月)

7 本心得一部「8」改正(令和2年5月)

- 8 本心得一部「2」改正（令和3年4月）
- 9 本心得は令和4年3月25日に一部改訂し、令和4年4月1日より適用とする
- 10 本心得一部「4」改正（令和6年2月）